

令和4年第3回

# 君津市農業委員会議事録

令和4年3月4日（金）

## 令和4年3月君津市農業委員会議事録

日 時 令和4年3月4日（金）午後2時00分から午後3時7分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事	日程第 1	会期の決定	
	日程第 2	議事録署名委員の指名	
	日程第 3	議案第 1号から議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について
	日程第 4	議案第13号	農地法第4条の規定による許可申請について
	日程第 5	議案第14号から議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について
	日程第 6	議案第18号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更について
	日程第 7	議案第19号	令和3年度第6次農用地利用集積計画について
	日程第 8	議案第20号	空き家に附属する農地の下限面積（別段面積）の設定について
	日程第 9	議案第21号	令和4年度標準農作業賃金及び機械作業料金について
	日程第10	議案第22号	令和4年度下限面積（別段の面積）の設定について
	日程第11	報告第 1号から報告第 4号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
		報告第 5号から報告第 9号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
		報告第10号	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
		報告第11号	軽微な農地改良に係る届出について

出席委員（13名）

2番	鮎川	正幸	3番	水野	徳子
4番	小笠原	武男	5番	笹木	幸恵
6番	宇野	真弘	7番	神子	純一
8番	石橋	定雄	9番	真板	徹
10番	田丸	三郎	11番	鳥海	純次
12番	江澤	康雄	13番	鈴木	清
14番	粕谷	定嗣			

欠席委員（1名）

1番 鈴木 郁夫

出席した職員

事務局長	齋藤 久夫
副主査	田島 直樹
主任主事	江澤 俊太
経済部農政課調整係長	奥倉 康裕

---

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。御苦労さまでございます。

3月になりました。若干、陽気の方も春めいてきたなと感じられるようになりましたが、まだ、でも、このまま暖かくというわけにもいかないかもしれません。寒い日も来ると思いますけれども、雰囲氣的に春に向かっているなという感じがいたします。

でも、そうした中で、コロナウイルスだけはなかなか収まりようが見えません。ある研究者の方が、また第7波が来るだろうということを言っていますけれども、今現在のレベルも大変高いんですけども、また高い波が来るのかなという本当に不安な要素でございます。

広い世界では戦争も起きていますし、いろいろ大変でございますけれども、取りあえず我々の仕事は、職務として達成していかなければなりませんので、特にコロナ感染につきましては、個々のご注意を十分をお願いをしたいと思います。

そして、市役所的には今月が年度末ということになります。したがって、令和3年度の最後の総会ということでございます。よろしくお願いたします。

---

◎諸般の報告

会 長 それでは、2月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

2月17日、令和4年第1回君津市議会定例会が君津市議会議事堂において開催されました、私が出席をいたしました。

2月21日、君津市総合建設審議会が君津市議会全員協議会室において開催され、私が出席をいたしました。

それと本日11時から、君津市農業振興地域整備促進協議会が市役所5階大会議室、この会場です、開催されまして、私と各地区代表農業委員が出席をいたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

---

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和4年

第3回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名をいたします。

3番、水野徳子委員、4番、小笠原武男委員の2名にお願いします。

---

◎議案第1号ないし議案第12号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

草牛地先の畑7筆、面積5,706平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は居住地が遠く、管理できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、申請地の近くにおいて下限面積を超えた5,996平方メートルの農地を経営しており、管理できていることを確認しております。農機具は、耕運機、噴霧器、揚水機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第2号について説明します。

泉地先の畑3筆、面積1,448平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は居住地が遠く、管理できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万5,084平方メートルの農地を経営し、農機具はト

ラクター、田植機、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第3号について説明します。

西猪原地先の田2筆、面積1,120平方メートルを売買により所有権移転するもので

す。申請理由として、譲渡人は高齢により管理できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は市外の法人ですが、君津市内で3,207平方メートルの農地を営  
営しており、管理できていることを確認しております。申請地と合わせて下限面積を超えた  
4,327平方メートルの農地を営する予定であり、農機具は運搬車、草刈り機、剪定はさみ、  
手押し車を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第4号について説明します。

辻森地先の田7筆、畑2筆、面積1万2,878平方メートルを売買により所有権移転するも  
の

です。申請理由として、譲渡人は居住地が遠く耕作できないため、譲受人は農地経営の規模拡大  
のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万6,135平方メートルの農地を営し、農機具はト  
ラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第5号について説明します。

平田地先の田2筆、面積1,931平方メートルを売買により所有権移転するもので

す。申請理由として、譲渡人は相手方からの申出のため、譲受人は農業経営の規模拡大のため  
です。

許可基準として、下限面積を超えた5,089平方メートルの農地を営し、農機具はトラク  
ター、耕運機、草刈り機、田植機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第6号について説明します。

富田地先の田1筆、面積925平方メートルを贈与により所有権移転するもので

す。申請理由として、譲渡人は経営規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のため  
です。

許可基準として、下限面積を超えた1万6,452平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、乾燥機、もみすり機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第7号から第9号については、借主が同一なため一括して説明します。

議案第7号は平山地先の畑1筆、面積1,471平方メートル、議案第8号は平山地先の畑4筆、面積2,696平方メートル、議案第9号は平山地先の畑4筆、面積3,598平方メートルをそれぞれ賃貸借するものです。

申請理由として、議案第7号から第9号の貸主は休耕地になっており管理ができないため、借主は営農の研修先の近くで就農したいためです。

許可基準として、本法人は新規に就農する市外の法人で、代表取締役は農作業のほか、事務や販売の農業業務を主に行い、現地で農作業に従事する者は君津市内に在住の重要な使用人になります。代表取締役及び重要な使用人については、近隣市で研修を受けており、また現在も相談や指導を仰げる体制にあるとのことで、技術等は問題なく、責任を持って耕作していくことを確認しております。

当法人は、下限面積を超えた7,765平方メートルの農地の経営を予定しており、農機具は運搬車、草刈り機、剪定はさみ、手押し車を所有しています。農業及び農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。議案第10号及び議案第11号については、譲受人が同一のため一括して説明します。

議案第10号は大中地先の田5筆、畑4筆、面積6,245平方メートル、議案第11号は大中地先の畑2筆、面積939平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第10号の譲渡人は仕事の都合により耕作できないため、議案第11号の譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は市外の在住ですが、申請地の近くで下限面積を超えた4,409平方メートルの農地を経営しており、全て管理できていることを確認しております。農機具はトラクター、田植機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第12号について説明します。

坂畑地先の畑1筆、面積849平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は経営規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた4,079平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号について、2番、鮎川委員からお願い

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案第1号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。

この太い道路が県道164号荻作君津線になります。尾車から草牛方面に進み、県道164号荻作君津線を進んで、馬登方向へ交差点を右折して、800メートルほど行ったところになります。

丸のところに〇〇〇という表示があると思うんですが、ここが譲渡人の以前の住まいになるということです。その周辺が今回の申請地となります。

3月1日に譲受人と現地確認を行いました。現地は耕作されてい wasn't でしたが、草刈りや竹を切り、管理された状態でした。譲受人は木更津に住んでおりますが、ここまで来るのにあまり時間がかからないというのと周辺にも農地を持っているので、購入を決めたということです。このところは特にワラビがたくさん取れるので、販売できると言われていました。

譲渡人は遠方に住んでいるので、電話で今回の売買について確認しております。遠くに住んでいるため管理できないので、売却を考えているそうです。

特に問題ないと思われま

議長 続きまして、議案第2号について、3番、水野委員からお願いします。

水野委員 3番、水野です。

議案第2号について説明をいたします。

申請内容につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

譲渡人は遠方のため電話で確認、譲受人とは2月24日、現地にて確認をいたしました。

申請場所は、別冊2ページを御覧ください。

地図中央にあります泉と書いてあるところから南方向へ約2キロくらい行った丁字路を曲



がって、左側の畑になります。

譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、土地の管理を任されていたようです。畑として、すぐに作物を植えられるようになっていました。

特に問題はないと思われまます。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第3号及び第4号については、8番の私から報告をいたします。

まず、第3号議案でございます。

地図は3ページを御覧ください。

これ、上のほうは君津・小糸方面、そして下へ向かいますと房総スカイライン方面に通じてございますが、そのここ、一番地図の上のところですね、ここに18分団機庫があるんですが、その次の信号を右に入りまして、そうですね、1キロ近く行ったところが場所でございます。

2月27日に現場を訪れまして、双方の代理人から話を伺っております。

譲渡人につきましては、大分前に体調を崩しまして仕事できる状態ではありません。そして子供は遠方で所帯を持っており、農業を続けていく予定は全くないということでございます。そうした中、譲受人、これ遠方でございますけれども、君津市内のほかの場所でブルーベリー栽培をしている実績があるということでございます。そして、ブルーベリーを植えた後、太陽光発電をその上という予定もあるんだそうです。そこは昔、カラー栽培をやっていた場所ですけれども、私の知る限り、十何年とかぐらいはカラー栽培いたしておりません。

したがって、ちょうど南側向きの傾斜の場所ですので、ブルーベリーの栽培は無理無くできそうかなと、排水の面とか考えたときに、そんな感じでございます。特に問題ないというふうに考えます。よろしく願いいたします。

そして、第4号議案でございます。

これ地図、ちょうど真ん中を渡る国道465号線ですけれども、ちょっと入り口の説明は大変難しいんですけれども、ここに井戸店という店があります。ここは二入という地域でございます。ここをちょっと過ぎたところから右に折れまして、小糸川を渡りまして行きましたどん詰まりの場所でございます。

29日に譲渡人につきましては電話で話を伺い、そして現地に行きまして、譲受人の話を聞いた次第になります。

いろんな事情がございまして、譲渡人、譲受人については兄弟夫婦ということになります。

そして、親の時代に差し押さえ処分がありまして、それを姉夫婦が買い求めたものを今回、弟が買い戻すという、そういった現状でございます。そして、譲受人につきましては会社のほうを辞めて、今は農業を一生懸命やっているということは周りからも聞いております。

そんなわけで、ちょうど昔の屋敷の周り一面の水田でございます、この面積。これが何はともあれ返ってきたということで、今後、きれいに栽培をしていきたいというお話をしていただきました。問題は特にないと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第5号及び第6号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案第6号について、現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

2月21日に譲受人と現地で会い、話をしました。

場所は、別冊資料5ページになります。国道410号を2852番地というところの細い道標を右に入って、先へ200メートルぐらい行った畑です。

段々畑なんですけれども、上の2枚はきれいに耕してありまして、申請している畑は2枚ともカヤが生えている荒地でした。これ、離れている畑が今回申請になっていますけれども、真ん中の畑も2枚ともカヤが生えていて、とても耕作できるような感じじゃなかったですけれども、申請人は2度ぐらい草刈りをして、それから耕作をしていくそうです。

譲受人が規模拡大のための今回の申請ということで、特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議案第6号について説明します。

2月23日、譲受人と現地で会い、場所は別冊6ページにあります。410号バイパスの三差路を久留里大和田方面に、100メートル先を右に入り、300メートル上った畑です。

譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大のための今回の申請ですので、特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第7号ないし第11号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第7号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、7ページを御覧ください。

中央にいわゆる410号線があります。駅から右のほうに500メートルぐらい行って、また右に曲がり、またそこから右に曲がったところが1件目の方の畑であります。

そこからまた元に戻りまして、すみません、第8号と第9号も一緒に説明させていただきます。もう1件は、平山駅から直線で300メートルぐらい行ったところですが、山のふもとといった場所ですが、きれいに刈り取りがしてありました。

引受人はここでブルーベリーの作付けをしたいということでありましたので、特に問題はないと思います。審議よろしくをお願いします。

続いて、第10号と第11号も引受人は同一なので、一緒をお願いします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては別冊8ページを御覧ください。資料の中で、中央に千葉鴨川線が通っております。左へ進みまして、去年開通しました清水トンネルがありまして、その周辺をどんどん買い上げるということで、去年もこの人が自宅と農地を買ってありまして、去年の実績を見ましても問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 続きまして、議案第12号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号第12号について説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりです。

別冊地図9ページをお開きください。

図面上に塗りつぶしてあるのが亀山湖で、図面下に国道465号線が走っています。申請地は、この国道の坂畑橋から700メートルほど入ったところですよ。

2月27日、代理人と現地において申請内容について確認をいたしました。譲渡人は昨年まで水稻栽培を行ってききましたが、水利の確保が困難となったことや高齢なことから経営規模を縮小するとのことでした。譲受人は申請地の現地に自宅があることから、野菜の経営を行うなど、経営規模の拡大を図るとのことでした。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

水野委員。

水野委員 3番、水野です。

第4号議案についてちょっとお聞かせ願いたいんですが、行く行くは営農型ソーラーパネ

ルとしてということでしたけれども、これはもう許可が出て。

議 長 第3号ね。

水野委員 失礼しました、3。はい、すみません、ソーラーパネルをとということでしたけれども、もう許可は出て。

議 長 では私から。双方の代理人の人が、前にもそういったことをやっているんで、既に契約されているそうです。

水野委員 じゃ、すみません、その他、地上権の関係で、第5条のほうまで、行く行くは立てるときに申請するということですか。

江澤主任主事 事務局です。お答えします。

そうですね、手続上はどうしても第3条を、許可を取ってからじゃないと太陽光の設置の申請ができないということを県に確認しているみたいで、まずは第3条の申請で、植付けを行うというような話を伺っております。

水野委員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

水野委員。

水野委員 すみません、わからなくて申し訳ないんですけども、第7号についてですが、営農の研修先の近くでということでしたけれども、この研修先というのは君津市内にあるんですか。

議 長 事務局。

江澤主任主事 お答えいたします。

木更津市にあるフルーツランドさんで研修を受けているということをお伺いしております。また、研修を受けた証明も頂いております。

以上です。

水野委員 ありがとうございます。

議 長 ほかに。

真板委員。

真板委員 すみません、真板です。

先ほどの第3号議案の件ですけれども、これ以前、農振除外の申請が出た場所だと思えます。ここの分については除外ができなかったところですが、この点は何か大丈夫なんでしょうか。太陽光をやるんだという話は。

議 長 事務局。

田島副主査 こちらの箇所なんですけれども、ちょっと農振農用地であるかどうかは一度確認をさせていただきたいんですけれども、仮に農振農用地であったとしても、こちらは恐らく第2種農地相当ということになりますので、先日の第1種農地とは違って、あくまで転用のほうで、下のブルーベリーがちゃんと育つというものがあれば、太陽光のほうに転用ができるということに、農振農用地であっても一時転用でありますので、できるということになります。

真板委員 意欲だけじゃなければいいということだね。

田島副主査 はい。

真板委員 そういうことですね。

議 長 水野委員。

水野委員 第10号議案なんですけれども、法人ということでおっしゃっていたんですけれども、個人名しか入っていないくて、譲受人のところ、法人名というのが記載されていないようなんです。

議 長 事務局。

江澤主任主事 お答えします。

この方は、あくまでも個人での申請になります。

水野委員 先ほどのお話では、法人化しているというお話だったような、じゃなかったでしたっけ。

江澤主任主事 この方は個人で申請されている方で、一応友人とかと一緒にこの地域でやっている方で、去年の申請のときに近くに宅地も購入して、そこを拠点にやっているというような話を聞いています。すみません。

水野委員 すみませんでした。ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

水野委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
す。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願いま

す。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

---

◎議案第13号

議長 日程第4、議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第13号について御説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

大井地先の田1筆、面積670平方メートルを農業用施設用地へ転用します。

申請地は都市計画域外で、農地区分は第1種農地相当となります。本来、第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行規則第35条第5号既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当すると考えられます。

申請地は当初、花等の栽培や巣箱を設置し養蜂を行う予定でしたが、経営上の必要性からビニールハウス内で巣箱の手入れや保管、花の苗の栽培、蜜蜂の蜜の採取場として利用したいとのことです。

用排水計画は用水のみで自然浸透です。近隣の農業に影響・被害がないよう注意をいたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第13号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第13号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

場所ですが、別冊10ページを御覧ください。

地図の横に走っているのが県道92号線です。左が君津方面、右が清和方面です。真ん中辺りに天照大神社があります。そこから500メートルくらい清和方面へ行った左側に議案の番地があります。

3月1日に申請人と行政書士の方にお会いし、現地の確認と聞き取り調査をいたしました。現地にはビニールハウスが建ててあり、当初は、養蜂するため、農地として利用する予定だったということです。現状は、段ボール等の資材置場、養蜂箱の保管やメンテナンス場、蜂蜜の採取場、花苗の栽培場になっていて、農地ではない部分がかかなりありました。そのため、今回の農業用施設への転用は妥当であると思われます。

御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

#### ◎議案第14号ないし議案第17号

議 長 日程第5、議案第14号ないし第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第14号について御説明いたします。

後ほど議案第18号においても御説明はいたしますが、糠田地先の田1筆、面積277平方メートルを所有権移転により事務所へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

用排水計画は、上水は公営水道、汚水・雑排水は浄化槽で処理し、雨水と共に既存の側溝へ放流します。

工事は、東側道路が通学路となっていること、また交通量も多いことから、安全に細心の



注意を払います。また、土砂の流出にも常に注意を払います。隣接農地所有者の同意は取っております。

議案第15号について御説明いたします。

賀恵淵地先の田4筆、面積632平方メートル、畑1筆、20平方メートル、合計652平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は不耕作地で、都市計画区域外となり、農地区分は第2種農地相当となります。申請地に宅地部分978.91平方メートルと合わせ、太陽光パネル480枚を敷きたいとのことです。農地は埋立て等を行わず、整地のみ行います。

用排水計画は雨水排水のみで、自然浸透となっております。

工事の際は、立て看板の設置、隣接道路の通行に十分注意を払います。隣接の農地所有者及び隣接してお住まいの方には事業の内容について説明済みです。

議案第16号について御説明いたします。

俵田地先の田1筆、面積545平方メートルを使用貸借権設定により専用住宅へ転用します。

申請地は耕作地で、都市計画区域外となり、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に建築面積79.08平方メートルの専用住宅を建築予定です。

敷地は前面道路より低いため、購入した山砂で埋立てを行い造成します。君津市環境保全課には届出済みです。

用排水計画は、上水は公営水道、排水は合併浄化槽で処理し、既存の排水路へ放流します。

工事中はネットを張り、周囲に危険が及ばないようにします。工事後は、後方にコンクリート擁壁を造り、隣地への土砂流出を防ぎます。また、隣地の農地に日当たり等影響を及ぼさないよう配置いたします。隣接農地の所有者からは同意を得ております。

議案第17号について御説明いたします。

大戸見地先の畑2筆、面積944平方メートルを地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル256枚を設置したいとのことです。

埋立ては行わず、敷地内での造成工事となります。

用排水計画は雨水のみで自然浸透です。

工事中は火気使用設備器具、電気設備器具等の管理を徹底します。また、近隣への粉じん防止、前面道路を工事車両が占用する場合は誘導員を現地に置き、事故防止に努めます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第14号について、4番、小笠原委員から  
お願いします。

小笠原委員 前回と同じなので問題は無いのですが、現地へ行って申請人と確認しました。

住宅をやらないで事務所をやるということで確認しました。あとは特に問題無いと思います。  
よろしくをお願いします。

事務局長 詳細について、何かあれば、補足するものがあればお願いします。

田島副主査 今、小笠原委員のほうから言われて分かりましたけれども、事務局といたしまし  
ても、あくまでこちら、前回は専用住宅ということで申請があった場所なんですけれども、  
ちょっとそちら、資金繰りのほうの問題があったということで、ちょっと資金が予定よりも  
多くかかるということで、そちらの専用住宅のほうは今回断念をいたしまして、新たな今回  
の申請者が事務所として使いたいということで申請がありました。

内容として、あくまで専用住宅と今回事務所ということで、あくまで建屋があるというこ  
とで大きな違いありませんので、事務局としては特に問題はないと判断はしております。

以上です。

議 長 それでは、続きまして、議案第15号について、10番、田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案第15号につきまして御説明いたします。

申請内容は、事務局説明のとおりです。

2月23日、代理人の方に連絡を取り、現地で話を伺いました。

場所ですけれども、12ページを見てください。

中央の410号バイパス、俵田の信号を左折しまして、1キロぐらい行き、小櫃橋の手前を  
右折し、50メートル行った左側が申請地になります。

現在、耕作されておらず、草で荒れております。譲渡人は遠方で管理ができなく、何か利  
用できないかと思っていたところ、太陽光発電の話があり、投資をすることで決定いたしま  
したとのことです。

また、譲受人はほかにも候補地があったのですが、実際、現地を見た結果、想定していた  
条件と一致したことと、また日当たりがよく、道路脇で工事がしやすいためだそうです。

隣接をする皆さんには説明して、了解を得てあり、特に問題はないと思われま。よろし

く御審議お願いいたします。

議 長 続きまして、議案第16号について、11番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

議案第16号について、現地確認について説明いたします。

申請内容は、ただいま事務局の説明のとおりです。

場所は別冊、同じく12ページを御覧ください。

上下に410号が走っています。上のほうから来て、俵田の交差点を右折して、200メートルぐらい行ったところでは、

2月25日、譲渡人と現地でお会いし、話を伺いました。昨年までは水田で耕作しており、そこに60センチぐらい埋立てをして整地をして、住宅を建てるとの事でした。東側の隣地には住宅があり、西側には水田がありましたが、両方とも承諾を取ってありました。また、埋立てに使用する土の土質試験の結果も知っており、何ら問題はありませんでした。

排水は合併浄化槽で、処理も既存の排水路で放流とのことで土地改良区の許可も取ってありましたし、譲渡人と譲受人は親子でありますので、何ら問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第17号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第17号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、13ページを御覧ください。

中央に蛇行しているのが小櫃川で、右上のほうに旧松丘小学校があります。ちょっと地図だと途切れちゃって申し訳ないですけども、現地は、大体そこからちょうど2キロぐらいのところは現地になります。

23日に代理人と現地でお会いして話を聞きしました。

譲渡人は高齢者であり、農地は使用しておらず、現地は耕作放棄地となっています。でもきれいになっていました。譲受人は太陽光の発電をしたいということでもありますけれども、特に問題はないと思います。ひとつよろしく申し上げます。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言する者なし）

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

なお、議案第14号につきましては、本日審議予定の議案第18号 農地法第5条規定による許可後の計画変更についてと関連がございますので、議案第18号の審議後に採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第14号については、議案第18号の審議後に採決をいたします。

それでは、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

---

#### ◎議案第18号

議長 日程第6、議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第18号について御説明いたします。

議案書8ページをお開きください。

議案第14号に係る事業承継の案件で、譲渡人が当初自己の専用住宅を建設予定で、転用の許可も得たため、所有権の移転まで行いましたが、当初予定より費用もかかることから金

銭面で断念せざるを得なくなり、議案第14号で御説明いたしましたとおり、新たに譲受人が事務所として転用するとの計画変更の申請でございます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

ただいま議案第18号が採決され、許可相当との意見となりましたので、議案第14号について採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

---

#### ◎議案第19号

議長 日程第7、議案第19号 令和3年度第6次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、議案第19号につきましては、10番、田丸三郎委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(10番 田丸三郎委員 退室)

議長 それでは、経済部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第19号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和3年度第6次農用地利用集積計画の策定に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書10ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区3件、16筆、2万4,382平方メートル、小糸地区4件、10筆、1万4,532平方メートル、清和地区3件、12筆、1万4,926平方メートル、小櫃地区6件、38筆、4万502平方メートル、合計16件、76筆、9万4,042平方メートルでございます。

次に、所有権移転につきましては、小糸地区1件、1筆、2,045平方メートル、小櫃地区1件、8筆、9,296平方メートル、合計2件、9筆、1万1,341平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書11ページから23ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第19号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第19号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

10番、田丸三郎委員の入室を認めます。

(10番 田丸三郎委員 入室)

---

#### ◎議案第20号

議長 日程第8、議案第20号 空き家に附属する農地の下限面積（別段面積）の設定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第20号について説明します。

本案は、空き家に附属する農地の別段面積を1アールとする指定申請があったため、君津市空き家に附属する農地の別段面積取扱規程第6条「農業委員会が空き家に附属する農地を指定し、又はその指定を解除しようとするときは総会の決定を得るものとする」のとおり審議をお願いするものです。

申請地は、君津市向郷字行人原1798番1、面積598平方メートルの田1筆になります。指定の要件である申請地が君津市空き家バンクに登録されていること及び遊休農地または遊休農地になる見込みがあるかについてですが、書類や申請者からの聞き取りにおいて満たしていることを確認しております。

また、本案により申請農地が指定されますと、空き家の取得と指定された農地の同時に取得するものに限り、通常の下限面積要件の50アールを満たす必要がなく、当該農地を取得できることとなります。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第20号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案第20号について、現地調査の結果について説明をいたします。

詳細につきましては、ただいまの事務局からの説明のとおりです。

2月26日に代理人と現地で会いました。

場所は、別冊資料14ページになります。

久留里の浄水場の手前を左に150メートルぐらい入った空き家の右側と後ろの土地になりますが、草が生い茂る荒地の状態です。申請人は遠方に住んでいますので、ずっと耕作放棄地になると思います。

今回の申請は以上です。特に問題はないと思いますので、よろしく御審議ください。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第20号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

休憩必要でしょうか。

(発言する者なし)

議 長 いいですか。

◎議案第21号

議長 それでは、続きまして、日程第9、議案第21号 令和4年度標準農作業賃金及び機械作業料金についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第21号の令和4年度標準農作業賃金及び機械作業料金について説明します。

議案書の25ページ及び26ページを御覧ください。

標準農作業賃金及び機械作業料金は、今後とも増えるであろう農作業受託において、農業機械による受託料金等を設定することは、農作業受委託を円滑に推進する上で必要かつ重要であることから、千葉県農業会議が把握しているデータを基に作成しております。こちらは毎年広報等に記載して、市内の農家の方にお知らせをしているものになります。

金額については25ページ、令和4年度標準農作業賃金及び機械作業料金についてに記載のとおりとなります。

令和3年度と比較して、耕起、代かき、畔塗り、植付け、刈取り脱穀、乾燥調製の費用別内訳金額が機械本体代及び燃料価格の値上げにより上昇しております。育苗については、原材料費の算出基礎の変更により下落しております。

議案書のとおり事務局案を提示いたしますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木（清）委員 すみません、育苗だって材料費は上がっているのに、どうして下がるんでしょうか。

議長 説明をお願いします。

江澤主任主事 千葉県農業会議のほうで算出している基礎の中で、原材料費の農薬代が、もともと粉の農薬で算出していたみたいなんですけれども、今年から液体になったみたいなんです。そこで原材料が少し変わって、それで少し変わっているそうです。

鈴木（清）委員 だって、それで30円でしょう。30円下がっているっていうことは……

（「1箱30円というのは随分大きいですね」と呼ぶ者あり）



鳥海委員 薬ぐらいで30円下がっている。ほかの土とかなんかも上がっているんでしょう。

江澤主任主事 そうですね。ほかのほうは変わっていないような。

鳥海委員 この時期に下がるなんていうことがあるというのが不思議だね。薬のあれだけで下がったわけ。

江澤主任主事 そうですね。計算方法等は変わってなくて、本当に薬が変わっただけでちょっと値段が落ちているという形になっております。

あくまでもこれも参考になりますので、実際の実情に応じて、また変えていただいても大丈夫なものになりますので、よろしくをお願いします。

鈴木（清）委員 はい。

議 長 それでは、ほかに質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

---

#### ◎議案第22号

議 長 日程第10、議案第22号 令和4年度下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

鮎川下限面積検討委員会委員長より報告をお願いします。

鮎川委員長 下限面積検討委員会委員長の鮎川です。

令和4年第1回農業委員会総会で、下限面積の設定は検討委員会に付託されましたので、令和4年2月7日、第2回農業委員会総会終了後に検討委員会を開催し、審議いたしました。初めに、議案書27ページを御覧ください。

令和4年度下限面積（別段面積）の設定については、議案書に記載のとおり、面積については現行のとおりとする。区域を一部変更する。空き家に附属する農地の下限面積の引下げは継続することといたしました。

理由につきましては、地域別の面積の設定について、農林業センサス2020の数値を基に検討したところ、現状から変更の必要がありませんでした。

区域の変更については、旧松丘村であった高水は、現在、亀山地区の自治会として活動していることから、亀山地区と同じ30アールとしたほうが農業者にとって分かりやすいと考え、このようにいたしました。

また、空き家に附属する農地の下限面積の引下げについては、農業に興味のある方の移住の促進に効果があると思われ、継続をすることの結論に至りました。

令和4年度の下限面積（別段面積）の設定については、以上のとおり提案いたします。御審議ください。

議 長 報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手を願います。

（発言する者なし）

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第22号について、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

---

◎報告第1号ないし報告第11号

議 長 日程第11、報告第1号ないし第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第5号ないし第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告第10号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、報告第11号 軽微な農地改良に係る届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第11号について質問、意見等がございましたらお願いします。

（発言する者なし）

議 長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第11号を終わります。

---

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和4年第3回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和4年第4回農業委員会総会は、令和4年4月6日水曜日、市役所6階災害対策室にて開催の予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

（午後3時7分）